入札公告の訂正

次のとおり訂正します。
平成22年1月26日
独立行政法人放射線医学総合研究所
契約担当役　理事　村田　貴司
◎調達機関番号　516　◎所在地番号　12
1　掲載日　平成21年12月25日（号外政府調達第237号）
2　訂正内容
35ページ3段目、独立行政法人放射線医学総合研究所に係る「入札公告」第27号中、1の⑵中「予定使用電力量：210,929,000kWh」を「予定使用電力量：208,725,185kWh」に、5の⑶中「The estimated consumption electric power 210,929,000kWh」を「The estimated consumption electric power 208,725,185kWh」にそれぞれ訂正する。

入札公告の訂正

平成22年1月26日
国立大学法人旭川医科大学長　吉田　晃敏
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　01
○第13号
1　掲載日　平成21年12月24日（号外政府調達第236号）
2　訂正内容
2　競争参加資格⑵国の競争参加資格（全省庁統一資格）において平成21年度に北海道地域の「物品の販売」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成22年1月26日
契約担当者　国立大学法人東京大学
総長　濱田　純一
代理人　本部施設・資産系統括長
平井　明成
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　13
○第3号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　東京大学（柏）総合研究実験棟（仮称）新営その他工事
⑶　工事場所　千葉県柏市柏の葉5丁目1番5号　東京大学構内
⑷　工事内容　総合研究実験棟（RC造4－1階建、建築面積2,910㎡、延べ面積11,500㎡）の新営工事
なお、関連する設備工事は別途発注される予定である。
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成22年3月31日まで。
⑹　本工事は、工事施工について「VE提案とVE提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」（以下、「技術提案書」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。
⑺　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑻　本工事は、入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
2　競争参加資格
次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は2社により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに契約担当者から共同企業体としての認定を受けていること。
⑴　国立大学法人東京大学契約事務取扱規程（平成16年4月1日）第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
⑵　申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は東京大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑶　文部科学省における建築一式工事の一般競争参加資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記2の点数）が、単体又は共同企業体での参加の場合の構成員の代表者は1,250点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,050点）以上であること。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、平成18年度以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がないこと。
⑹　平成11年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
①　単体又は共同企業体の代表者
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で、地上3階建以上かつ延べ面積6,000㎡以上の校舎又は研究施設の新営工事。
②　共同企業体の代表者以外の構成員
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で、地上2階建以上かつ延べ面積3,000㎡以上の校舎又は研究施設の新営工事。
⑺　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。
⑻　共同企業体での参加の場合の構成員数は、2社とする。
⑼　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。
⑽　構成員の最小出資比率は、均等割りの10分の6を下回らない範囲とすること。
⑾　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高いものとすること。
⑿　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　平成11年度以降に、上記⑹①に掲げる同種工事の経験を有する者であること。
③　監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
⒀　共同企業体の場合の代表者以外の構成員については、⑾①、③に定める国家資格を有する監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
⒁　上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。
⒂　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照）。）。
⒃　警察当局から、暴力団体が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
3　総合評価に関する事項
⑴　落札者の決定方法
①　入札参加者は「価格」及び「技術提案書」をもって入札に参加し、次のア、イの用件に該当する者のうち、下記⑵④によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
ア　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
イ　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。
②　①において、評価値の最も高い者が2者以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。